

売却区分 番号	1
------------	---

不動産の概要

- 1 都市計画区域外 用途地域 指定なし
 その他の規制 美作市暴力団排除条例
 (※公法上の規制等については、権限のある行政庁に確認してください。)

- 2 公売財産1は、南側で幅員約7.1mの舗装市道万の台6号線に、幅約0.3mの側溝を介して東側で約0.5m、西側ではほぼ等高に接面しています。また、東側で幅員約5.1mの舗装市道万の台4号線に、幅約0.3mの側溝を介して南側で約0.5m高位に、北側で約0.8m高位に接面しています。

- 3 公売財産1は、南側部分約3分の2は雑草・雑木等が繁茂し、北側部分約3分の1は一部雑木等がありますが、雑草等は刈ってある、ほぼ平坦な土地です。

- 4 公売財産1の占有状況等について、令和4年5月6日付で公売財産所有者に「土地等の占有(利用)及び権利関係に関する調査について」照会したところ、自らが更地として占有(利用)しているとの回答がありました。

- 5 売却区分1(公売財産1)については、岡山市町村税整理組合及び美作市は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産類の処理などは、買受人がその使用者等や所有者等と協議する必要があります。また、隣地との境界確定は買受人が隣地所有者と協議する必要があります。これらの協議について、岡山市町村税整理組合及び美作市は一切関与しません。

- 6 上水道 引込可
 (美作市水道事業給水条例に定める加入負担金等を要します)
 下水道 引込可
 (美作市公共下水道事業受益者負担に関する条例に定める負担金を要します)
 都市ガス 無
 電気 引込可 (詳細は買受人が自ら電力会社等に確認してください)
 ただし、上記負担金など引込に係る費用等は、いずれも買受人の負担となります。

- 7 公売財産1については、土壌汚染及などに関する専門的調査は行っていません。

※最寄駅 JR姫新線「美作土居駅」より南東約1.7km(直線距離)

その他の事項 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。